

千葉市立青葉病院褥瘡対策委員会設置要綱

〔目的〕

第1条 千葉市立青葉病院内の褥瘡対策を協議検討し、効率的な運用と褥瘡ケアの充実を図るため、青葉病院褥瘡対策委員会〔以下「委員会」という。〕を設置する。

〔組織〕

第2条 委員会の組織は、医師、看護師、薬剤師、理学療法士、管理栄養士の職にあるもの及び事務局医事室により構成する。

委員長及び副委員長は、それぞれリハビリテーション科医師及び皮膚科医師とする。

〔会議〕

第3条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

委員会の議長は委員長とし、委員長に事故あるときは副委員長が議長の職務を代行する。

委員長は、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

〔庶務〕

第4条 委員会の庶務は、事務局医事室において総理する。

〔委任〕

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付則 この要綱は、平成14年8月1日より施行する。

改正	平成15年5月1日
改正	平成16年5月1日
改正	平成18年4月1日
改正	平成22年4月1日
改正	平成23年4月1日
改正	平成24年4月1日
改正	令和2年11月11日
改正	令和3年6月18日
改正	令和4年4月1日